

令和8年度漫湖公園（古波蔵側スポーツエリア）基本設計検討業務に関する プロポーザル審査要領

（目的）

第1条 令和8年度漫湖公園（古波蔵側スポーツエリア）基本設計検討業務（以下「本業務」という。）における優先交渉権者を選定するために必要な事項を定める。

（審査機関）

第2条 本業務の受注者の選定は、那覇市内公園への民間活力導入に関する検討委員会設置要綱（令和2年5月26日施行 令和8年1月30日改正）第1条の規定に基づき設置された那覇市内公園への民間活力導入に関する検討委員会（以下「委員会」という。）において行う。

（審査方法及び評価基準）

第3条 事務局は、本業務に関するプロポーザル募集要領により提出された書類（以下「提出書類」という。）により、参加者の参加資格を確認する。

2 参加者多数の場合は、事務局において、提出書類の一次審査を行う（審査項目及び配点などの評価基準については別表2「評価基準表（事務局）」のとおり）。一次審査において点数の高い上位者を選定し二次審査（プレゼンテーション）を実施する。また、応募者数が参加者多数でない場合は一次審査を実施せず、全て二次審査の対象とする。

3 委員は、提出書類について書類審査とプレゼンテーション審査により審査する。審査項目及び配点等の評価基準については別表1「評価基準表（委員）」のとおりとする。

4 事務局は、提出書類について書類審査により審査する。審査項目及び配点などの評価基準については別表2「評価基準表（事務局）」のとおりとする。

（採点及び集計）

第4条 事務局は、提出書類より、前条第4項の評価基準に基づき審査を行い、その結果を「評価判定シート」に記入する。「評価判定シート」は、プレゼンテーション審査の前に各委員へ配布する。

2 各委員は、提出書類と応募者によるプレゼンテーション及び質疑応答の内容から、前条第3項の評価基準に基づき審査を行い、「評価判定シート」に記入する。

3 各委員は、2者以上の応募者が同じ評価点とならないように採点するとともに、評価点の合計の高い順に応募者の順位を決定する。各委員の評価点には、書類審査による事務局の評価点を含めるものとする。

4 事務局は、各委員の採点が終了した後に「評価判定シート」を回収し、各委員の評価点及び順位を「評価判定集計表」に記載する。

5 委員長は、「評価判定集計表」の記載内容に間違いがないことを確認し、委員の同意を得て選定結果を確定する。委員長は、選定結果の確定後、「評価判定集計表」へ署名する。

(優先交渉権者)

第5条 優先交渉権者及び次点以降の者は次の方法で選定する。

- (1) 審査の結果、順位を第1位とした委員の数が最も多い応募者を優先交渉権者に選定する。また、順位を第1位とした委員の数が次に多い応募者を次点者に選定する。第3位以降の選定も同様とする。
- (2) 上記(1)において、順位を第1位とした委員の数が同数の応募者が2人以上ある場合は、当該応募者の順位を第2位とした委員の数が最も多い応募者を優先交渉権者として選定する。
- (3) 上記(2)において、順位を第2位とした委員の数が同数の応募者数2人以上ある場合は、当該応募者順位を第1位とした委員の当該応募者に係る評価点の合計点が最も高いものを優先交渉権者として選定する。
- (4) 上記(1)から(3)によっても順位が決しない場合は、委員会において協議し、優先交渉権者を選定する。
- (5) 応募が1業者の場合、審査の実施の上、各委員の合意でもって優先交渉権者とする。
- (6) 上記(1)から(5)にかかわらず、全委員の評価点の合計が満点の6割に満たない応募者は優先交渉権者として選定しない。

(審査)

第6条 審査(プレゼンテーション審査)は、応募者毎に行うものとし、審査の順番は、提出書類の受付順とする。

- 2 審査は、応募者毎に応募者によるプレゼンテーション15分、質疑応答10分及び採点5分で進行する。

(選定結果の公表)

第7条 選定結果については、優先交渉権者及び次点交渉権者の名称と本受注者選定プロポーザルへの応募者数等を、那覇市公園管理課ホームページに掲載する。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、優先交渉権者等を選定するために必要な事項は委員長が別に定める。

別表1（第3条関係） 「評価基準表（委員）」

評価項目		評価内容	配点
企画提案等	a	「前提条件の整理」について、本業務の目的、背景、課題に対する提案者の理解度を評価する。	5
	b	「諸施設の再利用・撤去の検討」について、既存施設の状況把握に対する着眼点と分析手法、および再利用または撤去の判断基準やプロセスに関する合理性を評価する。	5
	c	「施設整備の基本方針」について、公園再整備の全体像を描く上での基本的な考え方やコンセプトの明確さ、公園の魅力向上、利用者利便性、持続可能性への配慮といった視点を取り入れる姿勢と構想力を評価する。	15
	d	「導入する機能・施設の検討」について、導入を検討する機能・施設の種類や配置について、市民ニーズ、公園のコンセプト、Park-PFIの事業性、周辺環境との調和といった要素をどのように考慮し、分析していくかの検討プロセスを評価する。	15
	e	「合意形成の実施」について、公園利用者や地域住民、関係機関との円滑な合意形成を実現するための計画性、具体的な手法論などを評価する。	10
	f	「本業務の完成度を高めるための提案」について、上記の項目に加えて、本業務の質をさらに高めるための独創的な視点やアプローチ、専門的な知見に基づく提案を評価する。	10
小計			60
プレゼンテーション	<ul style="list-style-type: none"> ・プレゼンテーションは分かりやすく、説得力があるかを評価する。 ・質疑に対する的確な応答であるかを評価する。 	5	
専門能力 ・ 取組意欲	業務に対する高度な知見や専門性、取組意欲等を評価する。	5	
小計			10
合計（70点満点）			70

別表2（第3条関係） 「評価基準表（事務局）」

評価項目		評価内容	配点
会社の業務実績		過去に受注した同種・類似業務の実績（最大5件） ・同種業務：配点は、1（点/件）とする。 ・類似業務：配点は、0.5（点/件）とする。	5
配置予定技術者の業務実績	管理技術者	過去に受注した同種・類似業務の実績（最大5件） ・同種業務：配点は、2（点/件）とする。 ・類似業務：配点は、1（点/件）とする。	10
	照査技術者	過去に受注した同種・類似業務の実績（最大5件） ・同種業務：配点は、2（点/件）とする。 ・類似業務：配点は、1（点/件）とする。	10
見積書		費用内訳書の適格性及び金額を評価する。 9,345,000円～8,877,751円 1点 8,877,750円～8,410,501円 2点 8,410,500円～7,943,251円 3点 7,943,250円～7,476,001円 4点 7,476,000円以下 5点 ※本業務の総額（税込み）	5
合計（30点満点）			30

※同種業務とは都市公園における設計業務をいう。

類似業務とは都市公園における計画業務及び広場における計画・設計業務をいう。